

消 防 計 画

(目的)

第1条 この計画は、消防法第8条第1項に基づき、消防マーケットの防火管理業務について必要な事項を定め、火災・地震その他の災害の予防及び人命の安全を確保すると共に、被害の軽減を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この計画は、消防マーケットに勤務（居住）し、又は出入する全ての者に適用する。

2 防火管理業務に従事する者（委託を受けて当該業務に従事する者を含む。）は、この計画の定めるところにより管理権原者、防火管理者、自衛消防隊長の指示、指揮命令の下に適正に業務を実施しなければならない。

(管理権原者の責任等)

第3条 管理権原者は、事業所等の防火管理業務について、全ての責任を持たなければならない。

2 防火管理者については、管理的又は監督的な立場にあり、かつ、防火管理業務を適正に遂行できる権限を持つ者を選任し、防火管理業務を行わせなければならない。

3 防火管理者が消防計画を作成（変更）する場合、必要な指示を与えなければならない。

4 防火上の建築物構造の不備や消防用設備等の不備欠陥が発見された場合は、速やかに改修しなければならない。

5 防火対象物の点検を行った結果を防火管理維持台帳等に記録するとともに、保存しなければならない。（該当防火対象物のみ）

(防火管理者の権限と業務)

第4条 防火管理者消防 花子は、この計画の作成について管理権原者の指示を受け、実行にあたっての全ての権限を有し、次に掲げる業務を遂行しなければならない。

- (1) 消防計画の作成、変更及び届出
- (2) 消火、通報、避難誘導等の訓練の実施
- (3) 従業員等に対する防災教育の実施
- (4) 建築物及び消防用設備等の法定・自主点検、整備時の立会い
- (5) 改修工事など工事中の立会い及び安全計画の策定

- (6) 火気使用、取扱いの指示、監督
- (7) 収容人員の適正管理
- (8) 管理権原者への提案や報告
- (9) その他防火管理上必要な業務

(消防(署)長への届出及び連絡等)

第5条 管理権原者は、次に掲げる業務について消防(署)長への届出、報告及び連絡をしなければならない。

- (1) 防火管理者を定めたとき、又はこれを解任したとき
- (2) 防火対象物の点検結果の報告(該当防火対象物のみ)
- (3) 消防用設備等の点検結果の報告
- (4) 当該防火対象物の管理について権原を有する者に変更があったとき

2 防火管理者は、次に掲げる業務について消防(署)長への届出、報告及び連絡をしなければならない。

- (1) 消防計画の提出。(変更した場合を含む)
- (2) 建築物及び諸設備の設置又は変更の事前連絡並びに法令に基づく諸手続
- (3) 消火、通報及び避難訓練を実施するときの事前通報
- (4) その他防火管理に関する必要な事項

(防火管理業務に関する資料等の整備)

第6条 防火管理者は、前条で届出又は報告した書類及び防火管理業務に必要な図書等を消防計画と一括して整備し、保管しなければならない。

(委託状況等)

第7条 防火管理上必要な業務の一部委託に係る受託者の氏名及び住所並びに当該受託者の行う防火管理上必要な業務の範囲及び方法は、別表のとおりとする。

該当するものに○

防火管理業務の委託状況

(常駐・遠隔移報・巡回方式)

(〇年 〇月 〇日現在)

防火対象物	名 称		消防マーケット		
	所 在 地		都城市高木町〇〇〇〇		
	管理権原者氏名		消防 太郎	防火管理者氏名	消防 花子
受託者	氏 名（名 称）		〇〇警備保障		
	住 所（所在地）		都城市〇〇町〇〇		
	担当事務 所	名 称	都城営業所	責任者氏名	警備 太郎
		所在地	都城市〇〇町〇〇 TEL 〇〇—〇〇〇〇		
受託者が行う防火管理業務の範囲及び方法	常駐方式	範 囲	☒ 火気使用箇所の点検監視業務 ☒ 避難又は防火上必要な構造・設備の維持管理 ☒ 火災が発生した場合の初動措置 ☒ 初期消火 ☒ 通報連絡 ☒ 避難誘導 ☒ 周囲の可燃物の管理 ☐ その他（ ）		
		方 法	常駐場所 常駐人員 委託時間	守衛室 1人 18:00～7:00	
	巡回方式	範 囲	☐ 巡回による火気使用箇所の点検等監視業務 ☐ 火災が発生した場合の初動措置 ☐ 初期消火 ☐ 通報連絡 ☐ その他（ ） 左上の常駐・巡回・遠隔移 のいずれかに○を付け、範 や方法を記入		
		方 法	常駐場所 常駐人員 委託時間		
	遠隔移報方式	範 囲	☐ 巡回による火気使用箇所の点検等監視業務 ☐ 火災が発生した場合の初動措置 ☐ 初期消火 ☐ 通報連絡 ☐ その他（ ）		
		方 法	現場確認員の待機場所 到着所要時間 委託する時間帯		

左上の常駐・巡回・遠隔移報
のいずれかに○を付け、範囲
や方法を記入

(予防対策)

1 火元責任者の選任

日常の火災予防を推進するため、防火管理者の補助機関として火元責任者を選任し、次の業務を行う。

- ① 担当区域の火気の管理に関すること。
- ② 担当区域内の建築施設、火気使用設備・器具、危険物施設、電気設備等及び消防設備等の日常の維持管理に関すること。
- ③ 地震等における火気使用設備・器具の安全確認に関すること。
- ④ 防火管理者の補佐に関すること。
- ⑤ その他防火管理上必要な業務に関すること。

①②③④⑤を実施する。

実施する番号を記載する
施設内に設備がない場合は記載の必要なし

2 自主点検の実施

- ① 自主点検は防火管理者自ら実施することを原則とする。
- ② 自主点検をするための点検者を定めた時は、防火対象物に設置されている建築施設、火気使用設備・器具、電気設備及び消防用設備等について、適正な機能を維持するために点検を実施させること。
- ③ 自主点検は定期（月に1回以上）に実施し、その点検表を保管する。（別紙様式）

①②③を実施する。

3 法定の点検計画

ア) 消防用設備等の点検報告

（機器点検は6カ月毎、総合点検は1年毎）

消防用設備	有無	機器点検	総合点検	点検（業）者
消火器	有	4月 10月	10月	〇〇消防設備
屋内消火栓設備	有	4月 10月	10月	〇〇消防設備
屋外消火栓設備		月 月	月	
スプリンクラー設備		月 月	月	設置されている消防用設備のみ記載
特殊消火設備		月 月	月	
動力消防ポンプ		月 月	月	
自動火災報知設備	有	4月 10月	10月	〇〇消防設備
非常警報設備	有	4月 10月	10月	〇〇消防設備
避難器具		月 月	月	
誘導灯	有	4月 10月	10月	〇〇消防設備
		月 月	月	
		月 月	月	

- ① 防火対象物の関係者は、設置されている消防用設備等の機能を維持管理するため、消防用設備の点検を実施する。
- ② 防火管理者は、消防用設備等を点検するときには立会わなければならない。
- ③ 毎年、消防用設備の点検を実施し、結果を（**1又は3**）年に1回消防（署）長へ報告する。

**特定防火対象物は1年
非特定防火対象物は3年
に1回報告の必要あり**

イ) 防火対象物の定期点検報告（該当対象物のみ）

- ④ 毎年、防火管理上必要な業務について防火対象物点検資格者に点検させる。
- ⑤ 防火対象物点検結果を毎年（**10**）月に消防（署）長へ報告する。

①②③④⑤を実施する。

**④及び⑤は「防火対象物点検報告」
が必要のない対象物は記載不要**

4 点検結果の記録及び報告

- ① 建築施設及び消防用設備等の自主点検又は法定点検をした者は、点検結果を維持台帳に記録し保管しておく。
- ② 自主点検又は法定点検をした者は、その結果を防火管理者に報告し、防火管理者は管理権限者に報告する。
- ③ 防火対象物の関係者は、消防用設備等の法定点検の結果を（**1又は3**）年に1回、消防（署）長に報告する。

①②③を実施する。

5 不備欠陥等の整備及び報告

- ① 防火管理者は、報告された内容で不備・欠陥部分がある場合は、管理権原者の指示を受け改修する。
- ② 防火管理者は、不備・欠陥部分の改修及び予算措置に時間がかかるものについては、管理権原者の指示を受け、改修改善計画を策定し消防（署）長へ報告する。

①②を実施する。

6 火気等の使用時の遵守事項

- ① ガスコンロ、電熱器等の火気使用設備・器具は、指定された場所で使用する。
- ② 火気使用設備・器具を使用する場合は、事前に設備・器具の点検をして使用する。
- ③ 火気使用設備・器具の周囲には、可燃物を置かない。

- ④ 火気使用設備・器具を使用した後には、必ず点検して安全を確認する。
- ⑤ 禁煙場所では喫煙しない。
- ⑥ 終業時には灰皿等を指定された安全な場所に集める。

①②③④⑤⑥を実施する。

7 施設に対する遵守事項

避難口、廊下、階段、避難通路その他避難のために使用する避難施設

- ① 避難の障害となる物を設けたり、又は物品を置かない。
- ② 床面は避難に際し、つまづき、すべり等を生じないように維持する。
- ③ 避難口等に設ける戸は、容易に解錠・開放できるものとし、開放した場合は、廊下階段等の幅員を有効に保持する。

火災が発生したときの延焼を防止し、又は有効な消防活動を確保するための防火施設

- ④ 防火戸は、常時閉鎖できるようその機能を有効に保持し、閉鎖の障害となる物品を置かない。
- ⑤ 防火戸等に近接して延焼拡大の要因となる可燃性の物品を置かない。

①②③④⑤を実施する。

8 危険物施設等に於ける遵守事項

- ① 危険物許可施設にあつては、危険物取扱者は法令の定めるところにより危険物施設の点検、整備等を実施し、平素から防火管理者と協力して火災予防に努める。
- ② 危険物施設等にあつては位置、構造及び設備が常に技術上の基準に適合するように維持管理する。
- ③ 危険物施設等にあつては、防災上の具体的な保安基準を作成し、従業者に遵守させるとともに自主保安体制を確立する。
- ④ 災害発生の場合には、応急措置を行い、消防機関にその災害の通報を速やかに行うとともに、危険物等の品名、数量、性質、取扱場所等の情報を詳しく連絡する。

※危険物施設がない場合は、記載不要

①②③④を実施する。

9 工事中の安全対策

- ① 防火管理者は、工事を行うときは、工事中の安全対策を樹立する。
- ② 増改築、修繕、模様替及び消防用設備等の増設工事をする場合、事前に消防（署）

長に相談し必要に応じて消防計画の変更届出を行う。

③ 防火管理者は、工事人に対し次の事項等を周知し遵守させる。

- (1) 溶接・溶断など火気を使用する場合は消火器等を準備し、消火態勢を確保する。
- (2) 工事を行う者は、指定した場所以外では、喫煙、火気の使用を行わない。
- (3) 工事場所毎に火気の取扱責任者を指定し、火気管理状況を定期的に報告させる。
- (4) 危険物等を持ち込む場合は、その都度、防火管理者に報告させる。
- (5) 放火を防止するために、資機材等の整理整頓をすること。
- (6) 使用部分と工事部分との緊急時の連絡方法に関すること。
- (7) その他必要な事項。

④ 上記①②③の他、工事中の防火管理について必要な事項は関係者が協議して決める。

①②③④を実施する。

(自衛消防活動対策)

1 自衛消防隊の編成及び任務

火災等の災害が発生したときに、被害を最小限に止めるため自衛消防隊を編成する。

隊長・副隊長		分担	担当員	任務
自衛消防隊長(氏名) 消防 太郎	副隊長(氏名) 消防 花子	通報連絡係	個人の場合 高木 太郎 役職等の場合 〇〇事務担当者	119番の通報、確認 非常放送、指示命令の伝達 関係者の連絡
		消火係	個人の場合 金田 太郎 役職等の場合 〇〇厨房担当者	初期消火の実施 消火作業の指揮 消防隊との連携、協力
		避難誘導係	個人の場合 都北 太郎 役職等の場合 〇〇フロア担当者	避難誘導の実施 避難場所の確保 避難状況の把握
		搬出救護係	個人の場合 吉尾 太郎 役職等の場合 〇〇倉庫担当者	非常持ち出し品の搬送、管理 負傷者の救護 救急隊との連携、協力

※ 本表と異なる組織又は本表に記入できない場合は、別紙に記載してください。

2 通報連絡

- ① 火災等が発生し警報が鳴ったら、確認のため現場へ急行する。
- ② 火災を発見した者又は火災を確認した者は、内線電話、受信機の受話器若しくは自分の声で事務所、警備室又は付近の者に知らせる。
- ③ 火災を発見した者、火災発生連絡を受けた者は119番通報する。
- ④ 火災発生を確認したときは、関係者に活動の指示及び避難誘導の指示を非常放送で行うとともに、警報を全館鳴動とする。

①②③④を実施する。

3 出火場所から自衛消防隊長等への連絡

- ① 火災が発生したことを連絡する。
- ② 初期消火の状況（消火困難・不能）を連絡する。
- ③ 応援の要否（必要・不要）を連絡する。
- ④ 避難の要否（すぐに必要・しばらくの間待機・不要）を連絡する。

①②③④を実施する。

4 自衛消防隊長等から消防隊への連絡

- ① 出火場所の火災状況及び消火状況を報告する。
- ② 火災の延焼状況などを報告する。
- ③ 在来者の避難、要救助者の有無等の状況を報告する。
- ④ 建物状況を報告する。
- ⑤ 危険物、電気、ガス施設の状況について報告する。

①②③④⑤を実施する。

5 初期消火活動

- ① あわてず落ち着いて消火活動を行う。
- ② 消火器、水バケツ、その他の消火用具を使用する。
- ③ 屋内消火栓設備が設置されているので使用する。
- ④ 火災の推移を的確に判断し、無理な消火活動はしない。

消火器・・・限界は、火勢が人の高さ又は天井の高さまでとする。

屋内消火栓設備・・・火勢が天井の高さ位までは消火できるが、決して無理はしない。

- ◆ 「起動ボタンを押す」⇒「ホースを延ばす」⇒「バルブを開く」
- ◆ ホースのねじれ、折り曲げに注意する。
- ◆ 放水口側と火点側に余裕ホースをとる。

①②③④を実施する。

6 消火活動上の安全対策

- ① 消火活動中は火災の推移、建物状況などを的確に判断して、負傷しないよう無理のない活動をする。
- ② 他の消火活動者の援護放水など効果的な消火活動を図る。
- ③ 危険を感じたら消火活動を中止し、消防隊員に任せる。
- ④ 消火上危険な施設などの消火は、消防隊員に任せる。

①②③④を実施する。

7 避難誘導等

- ① 避難誘導係は、火災が発生した場合適切な避難経路を選択し避難誘導にあたる。
- ② エレベーターによる避難は行わず、また屋上への避難も原則として行わない。
- ③ 避難誘導係は、非常口、階段室前及び通路等で誘導する。
- ④ 避難誘導にあたっては、放送設備、拡声器、メガホン等を有効に活用して避難者に避難方向を知らせる。
- ⑤ 混乱の防止に努め、出火階及び上層階の者を最優先に避難させる。
- ⑥ 避難器具は、地上との連携を図り、安全に留意して設定する。
- ⑦ 負傷者及び逃げ遅れた者に関する情報を得たときは、直ちに消防隊員に連絡する。
- ⑧ 避難終了後、速やかに人員確認を行い、不明者の有無を確認し消防隊員へ連絡する。

※②⑥は必要に応じて記載

①②③④⑤⑥⑦⑧を実施する。

8 応急救護

- ① 救護係は、消防隊の活動に支障のない安全な場所に救護所を設置する。
- ② 救護係は、負傷者等の応急手当を行い、救急隊と密接な連絡をとり、負傷者の速やかな搬送に協力する。
- ③ 救護係は、負傷者の住所、氏名、搬送先及び負傷程度等必要な事項を記録する。

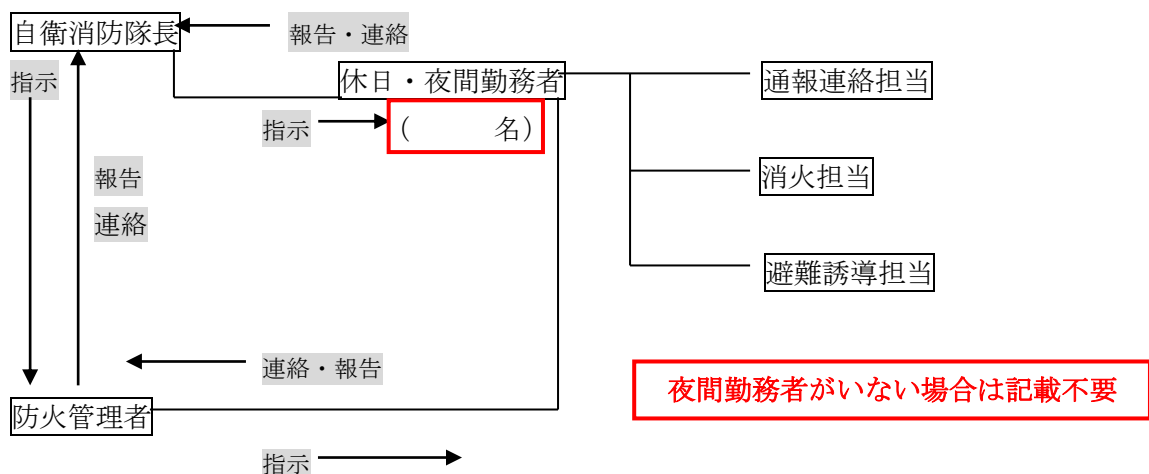
①②③を実施する。

9 休日、夜間における自衛消防活動

- ① 火災を発見したときは、直ちに消防機関に通報した後、初期消火活動を行うと共に在館者に火災の発生を知らせ、避難誘導をする。
- ② 自衛消防隊長及び防火管理者等の関係者に緊急連絡網により急報する。
- ③ 消防隊に対しては、火災を発見したときの状況、延焼状況等の情報及び資料等を速やかに提供すると共に出火場所へ誘導する。

①②③を実施する。

休日、夜間の自衛消防組織の編成



(地震対策)

1 地震災害の予防措置

- ① 建築物に付随する施設（外壁、窓枠、看板等）等の倒壊及び落下等の防止対策。
- ② 事務室内、避難通路及び出入口等の棚、器具、物品等の転倒及び落下防止対策。
- ③ 火気使用設備・器具の上部及び周囲には、転倒及び落下の恐れのある物品、その他燃えやすい物品を置かない。
- ④ 火気使用設備・器具の自動消火装置及び燃料等の自動停止装置等について、作動状況の点検を行う。
- ⑤ 危険物施設における危険物タンク等の転倒、落下又は漏洩等による出火防止及び油送管等の緩衝装置を点検する。
- ⑥ 地震に備え必要な品目を備蓄する。

①②③④⑤⑥を実施する。

⑤危険物施設がない場合は、記載不要

2 地震発生後の安全措置

- ① 地震が発生した直後は、身の安全を守ることを第一とする。
- ② 火気使用設備・器具の直近にいる者は、電源及び燃料の遮断を行い、責任者に報告する。
- ③ ボイラー担当者は、ボイラーの使用停止及び燃料バルブ等の閉止操作を行う。
- ④ 周囲の機器、物品等の転倒又は落下による異常があったときは、責任者に報告する。
- ⑤ 防火管理者等は、二次災害の発生を防止するため建築物、火気使用設備・器具及び危険物施設について点検し、異常があったときは応急処置を行う。
- ⑥ 各設備・器具は、安全を確認した後に使用する。
- ⑦ 防火管理者は、被害の状況等を各担当責任者等に報告させ把握する。
- ⑧ 通報連絡係は、情報を収集すると共に事業所等に居る者の安全を確保するため、次の内容を放送する。
 - ア) エレベーターの使用制限
 - イ) 落下物等からの身体防護

③ボイラー設備がない場合は、記載不要

①②③④⑤⑥⑦⑧を実施する。

(防災教育及び訓練等)

1 防災教育の実施時期等

防火管理者が行う防災教育の対象者、時期及び回数は、下表のとおりとする。

対 象 者	時 期	実 施 回 数
新 入 社 員	4月、10月 採用後、適宜	年2回
正 社 員	4月、10月 採用後、適宜	年2回
派 遣 社 員	4月、10月 採用後、適宜	年2回
アルバイト・パート	4月、10月 採用後、適宜	年2回
備 考		

2 防災教育の内容

防災教育の内容は、概ね次に掲げる項目とする。

- ① 消防計画について
- ② 従業員が遵守すべき事項について
- ③ 火災等の災害が発生した場合の対応について
- ④ その他火災予防上必要な事項

①②③④を実施する。

・ 特定防火対象物は消火及び避難誘導訓練を年2回以上、通報訓練は年1回以上
・ 非特定防火対象物は総合訓練を年1回以上実施することが義務付けられている

3 訓練の実施時期

訓練種別	訓練内容	実施時期
総合訓練	消火、通報及び避難誘導を連携して行う訓練	4月
		11月
消火訓練	消火、通報及び避難誘導を個々に行う訓練	月
通報訓練		月
避難誘導訓練		月
基礎訓練	屋内消火栓設備等、消防活動に使用する設備器具等の取扱い訓練	4月
		11月

4 消火、通報及び避難訓練の事前通報

必ず事前に提出してください！

防火管理者は、消火、通報及び避難訓練を実施する場合は、**事前に**「自衛消防訓練通知書」を消防（署）長に提出しなければならない。

（その他）

1 講演会等

防火管理者等は、消防機関が行う講習会、研修会等に積極的に参加しなければならない。

2 ポスター・パンフレット等の掲示

防火管理者は、消防機関から配布されるポスター等を見やすい場所に掲示すると共に防災教育を実施するときに配布し、防火思想の普及を図らなければならない。

※ 添付書類（付近見取図・建物配置図）

附 則

この計画は、令和 ○年 ○月 ○日から施行する。

自主点検チェック票（ 月）

実施項目及び確認箇所				点検結果	
建物構造	(1) 基礎部	上部の構造体に影響を及ぼす沈下・傾き・ひび割れ・欠損等がないか。			
	(2) 柱・はり・壁・床	コンクリートに欠損・ひび割れ・脱落・風化等はないか。			
	(3) 天井	仕上材にはく落・落下のおそれのあるたるみ・ひび割れ等がないか。			
	(4) 窓枠・サッシ・ガラス	窓枠・サッシ等には、ガラス等の落下又は枠自体のはずれのおそれのある腐食、緩み、著しい変形等がないか。			
	(5) 外壁（貼石・タイル・モルタル・塗壁等）・ひさし・パラペット	貼石・タイル・モルタル等の仕上材に、はく落・落下のおそれのあるひび割れ・浮き上り等が生じていないか。			
	(6) 屋外階段	各構成部材及びその結合部に、緩み・ひび割れ・腐食・老化等はないか。			
	(7) 手すり	支柱が破損・腐食していないか。取付部に緩み・浮きがないか。			
	(8) 消防隊非常用進入口	は表示されているか。また、進入障害はないか。			
防火設備	(1) 外壁の構造及び開口部等	① 外壁の耐火構造等に損傷はないか。 ② 外壁の近く及び防火戸の内外に防火上支障となる可燃物の堆積及び避難の障害となる物品等を置いていないか。 ③ 防火戸は円滑に開閉できるか。			
	(2) 防火区画	① 防火区画を構成する壁、天井に破損がないか。 ② 階段内に配管、ダクト、電気配線等が貫通していないか。 ③ 自動閉鎖装置（ドアチェック等）付の防火戸等のくぐり戸が最後まで閉まるか。 [確認要領] ・常時閉鎖式は最大限まで開放して閉まるのを確認する。 ・煙感知器連動閉鎖式は、防火戸を止めているマグネット等を手動により外し自動的に閉鎖するのを確認する。 ④ 防火シャッターの降下スイッチを作動させ、防火シャッターが最後まで降下するか。 ⑤ 防火戸・防火シャッターが閉鎖した状態で、隙間が生じていないか。 ⑥ 防火ダンパーの作動状況は良いか。			
避難施設	(1) 廊下・通路	① 有効幅員が確保されているか。 ② 避難上支障となる設備・機器等の障害物を設置していないか。			
	(2) 階段	① 手すりの取り付け部の緩みと手すり部分の破損がないか。 ② 階段室の内装は不燃材料になっているか。 ③ 階段室に設備・機器等の障害物を設置していないか。 ④ 非常用照明がバッテリーで点灯するか。			
	(3) 避難階の避難口（出入口）	① 扉の開放方向は避難上支障ないか。 ② 避難扉の錠は内部から容易に開けられるか。 ③ 避難階段等に通ずる出入口の幅は適切か。 ④ 避難階段等に通ずる出入口・屋外への出入口の付近に障害物はないか。			
火気設備器具	(1) 厨房設備（大型レンジ、フライヤー等）、ガスコンロ、湯沸器	① 可燃物品からの保有距離は適正か。 ② 異常燃焼時に安全装置は適正に機能するか。 ③ ガス配管は亀裂、老化、損傷していないか。 ④ 油脂分を発生する器具の天蓋及びグリスフィルターは清掃されているか。 ⑤ 排気ダクトの排気能力は適正か。また、ダクトは清掃されているか。 ⑥ 燃焼器具の周辺部に炭化しているところはないか。			
	(2) ガスストーブ、石油ストーブ	① 自動消火装置は適正に機能するか。 ② 火気周囲は整理整頓されているか。			
電気設備	(1) 変電設備	① 電気主任技術者等の資格を有する者が検査を行っているか。 ② 変電設備の周囲に可燃物を置いていないか。 ③ 変電設備に異音、過熱はないか。			
	(2) 電気器具	① タコ足の接続を行っているか。 ② 許容電流の範囲内で電気器具を適正に使用しているか。			
危険物施設	(1) 少量危険物貯蔵取扱所	① 標識は掲げられているか。 ② 掲示板（類別・数量等）には、正しく記載されているか。 ③ 換気設備は適正に機能しているか。 ④ 容器の転倒、落下防止措置はあるか。 ⑤ 整理清掃状況は適正か。 ⑥ 危険物の漏れ、あふれ、飛散はないか。 ⑦ 屋内タンク、地下タンクの場合に、通気管のメッシュに亀裂等はないか。			
	(2) 指定可燃物貯蔵取扱所	① 標識は掲げられているか。 ② 貯蔵取扱所周囲に火気はないか。 ③ 整理整頓（集積）の状況は良いか。			
点検実施者氏名		点検実施日	点検実施者氏名	点検実施日	防火管理者確認
構造関係 _____		年 月 日	火気設備器具 _____	年 月 日	
防火関係 _____		年 月 日	電気設備 _____	年 月 日	
避難関係 _____		年 月 日	危険物施設 _____	年 月 日	

消防用設備等自主点検チェック票（ 月）

実施設備	確認箇所	点検結果
消火器 (年 月 日実施)	(1) 設置場所に置いてあるか。 (2) 消火薬剤の漏れ、変形、損傷、腐食等がないか。 (3) 安全栓が外れていないか。安全栓の封が脱落していないか。 (4) ホースに変形、損傷、老化等がなく、内部に詰まりがないか。 (5) 圧力計が指示範囲内にあるか。	
屋内消火栓設備 屋外消火栓設備 泡消火設備（移動式） (年 月 日実施)	(1) 使用上の障害となる物品はないか。 (2) 消火栓扉は確実に開閉できるか。 (3) ホース、ノズルが接続され、変形、損傷はないか。 (4) 表示灯は点灯しているか。	
スプリンクラー設備 (年 月 日実施)	(1) 散水の障害はないか。（例．物品の集積など） (2) 間仕切り、棚等の新設による未警戒部分はないか。 (3) 送水口の変形及び操作障害はないか。 (4) スプリンクラーのヘッドに漏れ、変形はないか。 (5) 制御弁は閉鎖されていないか。	
水噴霧消火設備 (年 月 日実施)	(1) 散水の障害はないか。（例．物品の集積など） (2) 間仕切り、棚等の新設による未警戒部分はないか。 (3) 管、管継手に漏れ、変形はないか。	
泡消火設備（固定式） (年 月 日実施)	(1) 泡の分布を妨げるものがないか。 (2) 間仕切り、棚等の新設による未警戒部分はないか。 (3) 泡のヘッドに、詰まり、変形はないか。	
不活性ガス消火設備 ハロゲン化物消火設備 粉末消火設備 (年 月 日実施)	(1) 起動装置又はその直近に防護区画の名称、取扱方法、保安上の注意事項等が明確に表示されているか。（手動式起動装置） (2) 手動式起動装置の直近の見やすい箇所に「不活性ガス消火設備」「ハロゲン化物消火設備」「粉末消火設備」の表示が設けてあるか。 (3) スピーカー及びヘッドに変形、損傷、つぶれなどはないか。 (4) 貯蔵容器の設置場所に標識が設けてあるか。	
動力消防ポンプ設備 (年 月 日実施)	(1) 常置場所の周囲に、使用の障害となるような物がないか。 (2) 車台、ボディー等に割れ、曲がり及びボルトの緩みがないか。 (3) 管そう、ノズル、ストレーナー等に変形、損傷がないか。	
自動火災報知設備 (年 月 日実施)	(1) 表示灯は点灯しているか。 (2) 受信機のスイッチは、ベル停止となっていないか。 (3) 用途変更、間仕切り変更による未警戒部分がないか。 (4) 感知器の破損、変形、脱落はないか。	
ガス漏れ火災警報設備 (年 月 日実施)	(1) 表示灯は点灯しているか。 (2) 受信機のスイッチは、ベル停止となっていないか。 (3) 用途変更、間仕切り変更、ガス燃焼機器の設置場所の変更等による未警戒部分がないか。 (4) ガス漏れ検知器に変形、損傷、腐食等がないか。	
漏電火災警報器 (年 月 日実施)	(1) 電源表示灯は点灯しているか。 (2) 受信機の外形に変形、損傷、腐食等がなく、油煙、ホコリ、錆等で固着していないか。	
火災通報装置 (年 月 日実施)	(1) 通報装置の周囲に障害物はないか。 (2) 録音されているメッセージ（名称、電話番号、住所）に変更はないか。	
非常ベル (年 月 日実施)	(1) 表示灯は点灯しているか。 (2) 操作上障害となる物がないか。 (3) 押しボタンの保護板に破損、変形、損傷、脱落等がないか。	
放送設備 (年 月 日実施)	(1) 電源監視用の電源電圧計の指示が適正か、電源監視用の表示灯が正常に点灯しているか。 (2) 試験的に放送設備により、放送ができるかどうか確認する。	
避難器具 (年 月 日実施)	(1) 避難に際し、容易に接近できるか。 (2) 格納場所の付近に物品等が置かれ、避難器具の所在がわかりにくくなっているか。 (3) 開口部付近に書棚、展示台等が置かれ、開口部をふさいでいないか。 (4) 降下する際に障害となるものがなく、必要な広さが確保されているか。 (5) 標識に変形、脱落、汚損がないか。	
誘導灯 (年 月 日実施)	(1) 改装等により、設置位置が不適正になっていないか。 (2) 誘導灯の周囲には、間仕切り、置物、ロッカー等があつて、視認障害となっていないか。 (3) 外箱及び表示面は、変形、損傷、脱落、汚損等がなく、かつ適正な取り付け状態であるか。 (4) 不点灯、ちらつき等がないか。	
消防用水 (年 月 日実施)	(1) 周囲に樹木等使用上の障害となる物がないか。 (2) 道路から吸管投入口又は採水口までに消防自動車の進入通路が確保されているか。 (3) 地下式の防火水槽、池等は、水量が著しく減少していないか。	
連結散水設備 (年 月 日実施)	(1) 送水口の周囲は、消防自動車の接近に支障がないか。また、送水活動に障害となるものがないか。 (2) 送水口に変形、損傷、著しい腐食等がないか。 (3) 散水ヘッドの各部に変形、損傷等がないか。 (4) 散水ヘッドの周囲には、散水を妨げる広告物、棚等の障害物がないか。	
連結送水管 (年 月 日実施)	(1) 送水口の周囲は、消防自動車の接近に支障がないか。また、送水活動に障害となるものがないか。 (2) 送水口に変形、損傷、著しい腐食等がないか。 (3) 放水口の周囲には、ホースの接続や延長等の使用上の障害となる物がないか。 (4) 放水口を格納する箱は変形、損傷、腐食等がなく、扉の開閉に異常がないか。 (5) 表示灯は点灯しているか。	
非常コンセント設備 (年 月 日実施)	(1) 周囲に使用上障害となる物がないか。 (2) 保護箱は変形、損傷、腐食等がなく容易に扉が開閉できるか。 (3) 表示灯は点灯しているか。	
点検実施者氏名		防火管理者確認

